

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第６項に基づき、「あま市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（平成２８年３月策定）における取組の実施状況を次のとおり公表します。

１ 女性の管理職登用に向けた人材育成の推進

<目標>

平成３２年度（令和２年度）までに主査級相当職以上の女性職員（事務職、保育士職）の割合を平成２６年度の実績（２８．７０％）より１％以上引上げ、３０．００％以上にします。

<実績>

年 度	割 合
平成２６年度 (計画初期値)	２８．７０　％
平成２７年度	３０．６７　％
平成２８年度	３３．７５　％
平成２９年度	３３．７５　％
平成３０年度	３５．２６　％
令和元年度	３７．８１　％
令和２年度	３７．５０　％

２ 超過勤務時間の縮減

<目標>

平成３２年度（令和２年度）までに常勤職員（事務職）の平均超過勤務時間を平成２６年度の実績（月１２．８時間）から２割以上縮減し、月１０．０時間以下にします。

<実績>

年 度	時 間 数
平成２６年度 (計画初期値)	１２．８　時間
平成２７年度	８．６　時間
平成２８年度	９．７　時間
平成２９年度	１０．１　時間
平成３０年度	１３．１　時間
令和元年度	１３．２　時間
令和２年度	１２．９　時間

※ 技能労務職を含み、保育士職を除く。

3 年次有給休暇の取得促進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに常勤職員の年次有給休暇の平均取得日数を平成26年度の実績（10.8日）より1割以上引上げ、12日以上にします。

<実績>

年 度	日 数
平成26年度 (計画初期値)	10.8 日
平成27年度	10.2 日
平成28年度	9.9 日
平成29年度	10.5 日
平成30年度	10.4 日
令和元年度	10.3 日
令和2年度	11.5 日

4 職員の妻の出産を事由とする特別休暇（配偶者出産休暇）の取得促進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに、職員の妻の出産に伴う配偶者出産休暇の取得率を100%にします。

<実績>

年 度	割 合
平成26年度 (計画初期値)	38.46 %
平成27年度	33.33 %
平成28年度	78.57 %
平成29年度	40.00 %
平成30年度	72.73 %
令和元年度	83.33 %
令和2年度	66.67 %

5 育児休業等の取得促進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに、男性職員の育児休業等（産前産後の育児参加のための特別休暇5日を含む。）の取得率を30%以上にし、女性職員の育児休業の取得率を100%のまま維持します。

<実績>

年 度	割 合	
	男 性	女 性
平成26年度 (計画初期値)	0.0 %	100.0 %
平成27年度	0.0 %	100.0 %

平成28年度	20.45%	100.0%
平成29年度	0.0%	100.0%
平成30年度	27.27%	100.0%
令和元年度	66.67%	100.0%
令和2年度	83.33%	100.0%